四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
有限会社北海道アロー運輸
2　主たる事務所の所在地
北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
3　講習の種類
基礎講習

**○国土交通省告示第二十二号**

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年十二月二十一日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
佐川急便株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都江東区新砂二丁目二番八号
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
佐川急便株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都江東区新砂二丁目二番八号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
佐川急便株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都江東区新砂二丁目二番八号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
佐川急便株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都江東区新砂二丁目二番八号
3　講習の種類
基礎講習

**○防衛省告示第十号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月七日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月十四日から同年三月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十一号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月七日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月十四日から同年三月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十二号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月七日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月十四日から同年三月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十三号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月七日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月十四日から同年三月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。